

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年5月17日

旭川市長 西川 将人

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 旭川市子ども総合相談センター草刈等業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市子ども総合相談センター敷地内の草刈等

イ 履行期間

令和3年6月1日から令和3年8月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市10条通11丁目 旭川市子ども総合相談センター

旭川市子育て支援部子ども総合相談センター

電話 0166-26-5500

2 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条に規定するシルバー人材センター等又はこれらに準ずる者であること。

3 契約の相手方の決定方法

2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。